

株式会社 中国銀行あて

相続に関する委任状

(当行の預金等を受け取られる相続関係者のうちから代表者 1 名を定め、相続手続きを委任する場合に使用してください)

委任状は、お手続きの委任者さまご本人がすべてご記入ください。

被相続人 【お亡くなりになった方】	中国 太郎 様
----------------------	---------

(死亡日 令和 6 年 1 月 10 日)

上記被相続人の貴行との相続事務に関する下記委任事項について、相続関係者を代表して手続きを行う下記相続人代表者にすべて委任いたします。

つきましては、手続き終了後の預金の元金、債券の売却代金および利金・還付金・投資信託の解約買取代金および分配金・還付金・通帳・証書および貸金庫の各納品および返戻使用料は、相続人代表者に直接お渡しください。

なお、後日、上記被相続人に関する相続手続を当行に依頼した者（本委任状を提出した者を含む。以下「相続手続依頼者」という）以外の者から、被相続人の相続財産について権利を主張された場合は、相続手続依頼者が連帯して責任を負い、貴行には一切迷惑、損害をかけません。

【委任事項】

- ・預金・信託・有価証券その他取引の解約・売却・代金の受領あるいは名義書換
- ・貸金庫契約の開扉・解約、内容物の受領、貸金庫未払い使用料、貸金庫返戻手数料に関する手続き
- ・通帳・証書等の喪失手続き（相続関係者代表への委任後に判明した喪失を含む）
- ・カードローン等のお借入れローンの返済、担保処分による総合口座貸越の返済
- ・預金、債券、投資信託等の残高証明発行依頼等の財産調査および関係書類の受領
- ・相続手続きにかかる各種手数料の支払い
(被相続人の残高証明書等の発行手数料、相続預金の振込手数料等)
- ・解約済み通帳・証書等の受領
- ・その他相続事務手続きに付随する一切の事務

【おところ・お名前は、印鑑証明書の記載のとおりにご記入ください】

委任者 【委任される方】	おところ 岡山市北区丸の内 1 丁目 1 - 2 - 3 (電話番号 090 - 1234 - 5678)	実印
	お名前 中国 二郎	

相続人代表者 【委任を受ける方】	中国 一郎
---------------------	-------

以上

本委任状は、ご来店時に相続人代表者から受付担当者に提出してください。